

論 説

国際刑事裁判制度における被害者への賠償

古 谷 修 一

はじめに

I ICTY・ICTRにおける賠償制度

1. 原状回復の制度
2. 補償の制度
3. 改善への動きと失敗

II ICCにおける賠償制度

1. ICC 規程の起草過程における賠償制度
2. 賠償手続の構造
3. 信託基金の構造と機能
4. 賠償命令の執行にかかわる国家の協力

結びにかえて

はじめに

国際刑事裁判は、言うまでもなく個人の国際法上の刑事責任を審理することを目的としている。しかし、国内における犯罪行為が、単に犯人の刑事的な処罰の問題を発生させるだけでなく、当該犯罪の被害者に対する民事賠償の問題をも惹起するように、国際刑事裁判に服することになる集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪などについても、同様に被害者個人に対する賠償を考慮する必要があることは否定できない。ところが、国

際刑事裁判と被害者に対する賠償 (reparation) は、これまで必ずしも同時に処理されてきたわけではない。たとえば、国際刑事裁判の先鞭となったニュルンベルグ・東京裁判においては、被害者に対する賠償の問題は取り上げられず、これは通常⁽¹⁾の国家間の戦後処理の過程のなかで扱われることになったのである。

国際法における賠償の問題は、これまで一般に、国家責任の枠組みの中で議論されてきた。国際法は、国家法益に直接の損害が生じた場合はもちろんのこと、個人に損害が発生した場合にも、これを被害者の本国と加害者の本国との間の国家間賠償という構図の中で処理してきたと言える。こうした構図は、一方で被害者の損害を国家の損害へと読み替えるとともに、他方で加害者の行為を国家の行為として認識するという、二重の意味での「国家への一元化」を通して実現されてきたのである。前者の読み替えは、伝統的な外交的保護権の法理に端的に現れているし、後者は国家責任法における個人行為の国家への帰属に具体化されている。第二次大戦に関連する、いわゆる戦後補償問題の多くが直面する法理論的な困難は、国際法が内在させるこうした国家間関係への読み替えに起因すると言えるだろう。そうした意味で、ニュルンベルグ・東京裁判は、個人の刑事責任を国際的裁判所が直接に追及するという意味で、伝統的な処理からの大きな飛躍を遂げたことは間違いないが、被害者に対する賠償という観点では従来⁽²⁾の枠組みの中に留まっていたと言えるのである。

ところが、冷戦終結後における旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY)・ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) の設置、さらに常設的な国際刑事裁判所 (ICC) の創設へと続く国際刑事裁判制度の進展は、伝統的な刑事責任の枠を越えて、個人の民事賠償責任に関する国際法制度を生み出すに至った。裏を返せば、被害者個人が賠償を請求する権利が、その実体的側面のみならず、手続的側面で現実化している⁽²⁾のである。

(1) 国際刑事裁判の歴史的な発展については、拙稿「国際刑事裁判所の歴史と現在の動向」『法律のひろば』60巻9号(2007年9月)、4-12頁。

こうした国際刑事裁判における賠償の制度は、加害者個人の賠償義務とこれに対応する被害者個人の権利を、関係国家の国内法を介在させることなく、国際法が直接に規律する点に特徴がある。加害者と被害者の双方において、伝統的な「国家への一元化」の論理は排除され、加害者について言えば、国際法上の刑事責任に関して確立している「国家機関としての行動という正当化の排除」が、民事責任にまで拡大され、個人は賠償に関しても国家の影に隠れることができなくなっている。また、被害者については、これまで国家に集中されてきた賠償請求権が個人に付与され、さらにこれを具体的に申し立てるための手続的な能力（standings）が、国際的フォーラムにおいて認められたことになる。

こうした点で、国際刑事裁判制度における賠償の問題は、実務的に意義があると同時に、理論的にも国際法の基本構造にかかわる新たな問題を提起していると考えられる。本稿は、このような問題意識から、ICTY・ICTRとICCにおける被害者に対する賠償制度を検討し、その意義と問題点を探ることを目的としている。これらの裁判所における賠償制度の発展は、ICTY・ICTRが抱える制度的な問題を克服する形で、ICCの制度が構築されたという側面を持つ。したがって、前者が内在させる課題を明らかにしたうえで、これとの対比で後者の特徴を検討することとしたい。

I ICTY・ICTRにおける賠償制度

ICTYとICTRは、基本的に同一の内容の条項によって、裁判所の管轄に服する犯罪に起因する損害に関して、被害者が賠償を受ける権利と手続を定めている。そこで、以下では特に両裁判所を区別する場合を除いて、原則としてICTY規程に基づいて、その内容を説明する。

(2) 国際刑事裁判以外においても、こうした個人請求を認める国際制度は進展しつつある。拙稿「国際人道法違反と被害者に対する補償—国際的制度の展開」『ジュリスト』1299号（2000年10月15日）、64-70頁。

ICTY における賠償は、原状回復 (restitution) と補償 (compensation) という区分を設け、それぞれに異なる制度を採用した二元的構造により特徴づけられる。概括的に言えば、犯罪行為によって不法に奪取された財産の原状回復については、ICTY が直接に処理するのに対して、被害者への補償は基本的に関係する国内裁判所にその対応が委ねられている。

1. 原状回復の制度

ICTY 規程は、刑罰に関して規定する24条3項において、原状回復について定めている。これによれば、個人が裁判所の管轄に服する犯罪について有罪の判決を受けた場合、第一審裁判部 (Trial Chamber) は拘禁刑に加え、犯罪行為によって得た財産および収益 (強迫によって得たものを含む) を正当な所有者に返還することを命令することができる。さらに、この規定を受けて、手続証拠規則の規則98ter(B)は、次のように具体的な手続を定めている。

「被告人を有罪と判断し、証拠から被告人による不法な財産の奪取が当該犯罪に関連していると結論した場合には、第一審裁判部は判決においてその旨の特別な認定を行わなければならない。第一審裁判部は規則105に規定されたように、原状回復を命令することができる。」

規則105によれば、第一審裁判部は原状回復の問題を決定するために、検察官の要請により、または職権により (*proprio motu*) 特別な口頭弁論を開くことになる。この手続により、正当な所有者が決定されれば、有罪の判決を受けた者に対して、当該所有者への財産の返還が命令される。この決定は、犯罪と関係していない善意の第三者の財産にもその効果が及び、仮に善意の第三者が所有する財産が、問題となった犯罪に関連して被害者から奪われ、最終的に当該第三者の所有に至った場合においても、その返還が義務づけられる。このため、関係する第三者は、上記の口頭弁論

に出席し、自らの所有権の正当性を主張する機会を与えられる。

一方、上記の口頭弁論によって、第一審裁判部が正当な所有者を決定できない場合には、権限ある国内当局（competent national authorities）に通知し、これを決定するように要請しなければならない。すなわち、原状回復命令の前提となる正当な所有者の特定を、国内機関に委任することになる。この手続は、国際裁判所と比較して、問題となっている犯罪により近接する国家当局による調査の方が、正当な所有者を適切に探索できるであろうという考慮に基づく。そして、国内当局が決定を行った場合には、第一審裁判部が当該財産につき原状回復命令を発するのである。

規則98ter(B)および規則105からは、ICTYにおける原状回復の特徴が三点にわたり指摘できる。第一に、原状回復は、被告人の有罪判決を受けて、刑罰と並んで命令される点である。すなわち、被告人の刑事責任の認定が原状回復義務の前提とされている。第二に、犯罪と奪取された財産とは「関連して」(be associated with) いることが必要である。被告人が当該財産を実際に占有している必要はないが、ICTYの管轄に服する犯罪行為に起因しない財産の奪取は対象外となる。第三に、規則105が示すように、原状回復手続は、検察官の請求または第一審裁判部の職権により開始され、被害者には原状回復を請求する権利は与えられていない。⁽³⁾

国連事務総長は、ICTY規程を提案した報告書において、原状回復が、強迫に基づいて土地および財産に関してなされたすべての約束は無効であると宣言した安保理決議779に基づく措置であると指摘している。⁽⁴⁾したがって、原状回復は、被害者の救済を目的とするよりも、むしろ国際法違反

(3) Susanne Malmström, “Restitution of Property and Compensation to Victims”, in R. May, D. Tolbert *et al.* eds., *Essays on ICTY Procedure and Evidence: In Honour of Gabrielle Kirk McDobald* (2001), p. 375.

(4) Report of the Secretary-General Pursuant to Paragraph 2 of Security Council Resolution 808 (1993), UN Doc. S/25704 (3 May 1993), para. 114. See Security Council Resolution 779 (6 October 1992), UN Doc. S/RES/779 (1992), imperative paragraph 5.

行為により生じた違法状態を客観的に矯正することに主眼があったと考えられる。この点で、原状回復義務は純粹に民事上の責任とまでは言えず、いわば刑事責任の延長線上に位置するものと性格づけられる。原状回復命令が刑罰の一環として出される点、および検察官または裁判所のイニシアティブで手続が開始される点は、こうした性格に由来すると考えられる。

2. 補償の制度

原状回復と比較すると、被害者に対する補償については、きわめて限定的な制度が定められているにすぎない。まず、ICTY 規程は、補償について直接に言及する条項をまったく含んでいない点が注目される。この点については、ICTY はあくまで個人の刑事責任を問う機関であり、その限定された資源によって被害者の救済まで行うことは困難であると考えられたことが理由とされている⁽⁵⁾。したがって、被害者の救済が不必要であると認識されたわけではなく、ICTY という機関がこれに当たることが相当でないと判断されたことになる。事実、ICTY を設置した安保理決議827は「国際裁判所の活動は、国際人道法の違反の結果発生した損害の補償を、適当な手段を通じて求める被害者の権利を害することなく、実施されなければならない⁽⁶⁾」と指摘している。したがって、ICTY の設立時には、被害者の補償は別的手段または機関により実現されるべきであり、ただ ICTY としてはこうした被害者の補償を受ける権利を阻害しないよう留意しながら、その刑事管轄権を行使することが目指されたと言えるだろう。

ところが、実際に ICTY が動き始めると、そうした姿勢に変化が生まれている。手続証拠規則の作成の過程で、裁判官により被害者に対する補償について一定の手続を盛り込むことが提案され、審議の結果、これが

(5) V. Morris and M.P. Scharf, *An Insider's Guide to the International Tribunal for the Former Yugoslavia* vol. 1 (1995), p. 286.

(6) Security Council Resolution 827 (25 May 1993), UN Doc. S/RES/827 (1993), imperative paragraph 7.

「被害者に対する補償」と題された規則106として結実したのである。同規則は、次のように規定している。

- 「(A) 書記局は、被害者に損害をもたらした犯罪につき被告人の有罪を裁定した判決を、関係国の権限ある当局に送付する。
- (B) 関係する国内法にしたがい、被害者および被害者を通じて請求を行う者は、補償を得るために国内裁判所または他の権限ある機関に訴訟を提起することができる。
- (C) (B) 項において行われる請求のために、本裁判所の判決は、当該損害に関して有罪の判決を受けた者の刑事責任について、終局的かつ拘束的である。」

規則106から明らかなように、補償については、被害者が国内法に基づき、国内裁判所に訴訟を提起するという方式が採用されている。これは、国際法に基づき、国際裁判所が直接に命令するという制度を採用した原状回復とは対照的に、国内法制度を介した間接的な手続が想定されたことを意味する。こうした方法がとられた背景としては、被害者に対する補償が重要であると考えていた裁判官にとっても、ICTY 規程が何も定めていない権限を、裁判官が制定する手続証拠規則によって新たに裁判所に与えることは難しいと認識されたことが挙げられる。初代裁判所長であったカッセゼ (Cassese) は、裁判官は ICTY 規程にない規則を立法するわけにはいかなかったが、規則106によって「どうか、国内裁判所に行って、自分の権利を主張してくれ」というヒントを、被害者に与えたかったと述懐⁽⁷⁾している。

この規則では、ICTY の出した有罪判決が国内裁判所において一種の既判力を有し、国内裁判所は補償の前提となる被告人の有罪について、これ

(7) Comment by A. Cassese, in A. Randelzhofer and C. Tomuschat eds., *State Responsibility and the Individual: Reparation in Instance of Grave Violations of Human Rights* (1999), p. 48.

を審理し直すことができない制度になっている。この点で、補償の判断に一定の国際性が導入されていることは間違いない。しかし、規則106は国家に対して、そうした訴訟を受理することを義務づけているわけではなく、また仮にそうした訴訟が受け入れられたとしても、補償の範囲や算定の方法は、あくまで各国の国内法に依存することになる。したがって、民事責任はあくまで国内法上の問題であるとの従来の立場を踏み出しているとは言えない。

実務的に見ても、こうした国内手続を介した補償制度は、問題を内在させている。関係国家は人道に対する犯罪や戦争犯罪などが発生する政治状況を抱えており、仮に大規模な武力紛争などが終結していたとしても、被害者の訴えを公正かつ適正に判断できる程度に司法制度が機能することは必ずしも期待できない。また、被告人が当該国家の政治的・軍事的指導者である場合には、そもそもこうした訴えが公正に審理されるかどうかも疑わしい。また、同様に ICTY によって有罪とされた犯人であっても、それらの者の国籍が異なれば、別々の国内裁判所に補償の訴えが提起されることになり、結果的に補償の適否に関する判断、補償額の裁定などに差が出てくることも考えられる。そうなれば、被害者間において不平等な状況が生じることは避けられないのである。⁽⁸⁾

3. 改善への動きと失敗

上記のような原状回復と補償の制度は、これまでのところ、いずれの事件においても援用されたことがない。これは、刑事訴追・裁判が順調に実施され、犯人の処罰が構想のとおりに進展していることと比較すると、深刻な問題と言える。この点で、ICTY は、被害者の救済にほとんど貢献していないと言われても致し方ない状況である。

こうした被害者救済の課題に最も敏感に反応したのは、デル・ポンテ

(8) I. Bottigliero, *Redress for Victims of Crimes Under International Law* (2004), p. 202.

(del Ponte) 検察官であった。彼女は捜査の実務的な過程において、被告人の資産を凍結し、これを被害者に対する補償に回すという構想を持ち、これを実際に試みている。1999年5月に行われたミロシェヴィッチ (Milošević) 元大統領に対する起訴に付随して、国連加盟国⁽⁹⁾に対する資産凍結命令を裁判部に請求し、これが認められたのである。この決定は当該凍結措置が、被害者から不法に奪取された財産に対する原状回復を目的とするものであると指摘しているが、より本質的には被害者に対する補償のための資金保全が意図されていたと考えられる。なぜなら、彼女はその後、こうした措置を被害者補償の枠組で実施できるように、規程と手続証拠規則の改正を要求し始めたからである。

デル・ポンテ検察官は、2000年に安全保障理事会に対し、次のような提案を行っている。

「私達は、すでにルワンダと旧ユーゴスラヴィアについて、財政的な調査も実施してきました。[...] これは私たちの活動のきわめて重要な側面です。もし起訴された者の資金、つまり銀行口座を封鎖するならば、彼らの逃走をより困難にするだけでなく、裁判官の決定にしたがって、被害者に対し補償を与えるためにその資金を使うことができます。[...] しかしながら、問題があります。私達の法には抜け穴があるのです。私達の手続規則は、隔離された資金を没収する方法を提供していません。これが、規則を改正してほしいと要請している理由です。」⁽¹⁰⁾

(9) Prosecutor v. Slobodan Milosevic *et al*, Decision on Review of Indictment and Application for Consequential Orders (24 May 1999), IT-02-54-PT, paras. 26-27. なお、これより以前の1996年、欠席裁判に代わる制度として設けられた「規則61手続」について、手続証拠規則の改正が行われ、これにより第一審裁判部が、欠席している被告人の財産を凍結するよう関係国に命令することができるようになった。この改正は、カラジッチ等の大物の被告人が裁判所に出頭する現実性が乏しいなかで、規則61手続に、ある程度の被害者救済機能を与えようと試みたものと考えられる。規則61手続については、Shuichi Furuya, “Rule 61 Procedure in the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia: A Lesson from the ICC”, *Leiden Journal of International Law*, vol. 12 (1999), pp. 635-669.

さらに彼女は、補償に関連して、被害者本人が手続に関与する制度改革を、安保理に要請している。

「残念ながら、本裁判所の規程は、裁判中の被害者の参加について何も規定していません。[...] 私の事務所は、被告人の個人名義の大口の資金を追跡し凍結することによりかなり成功しつつあります。これは、市民の補償に裁判所が適切に充当することができる資金です。したがって、私達は被害者に自らの意思を表明する権利を与え、訴訟手続において彼らの声を聞くことを許容すべきです。有罪の判決が出された場合には、これは裁判官が被告人から隔離された資金の没収を決定するに際して、法的根拠を与えることとなります。[...] したがって、私は〔安全保障〕理事会に対し、現在の制度はルワンダと旧ユーゴスラヴィアの人々に対し正義を実現するうえで欠陥を抱えていると指摘し、私達の手続におけるこの欠陥を除去する変更⁽¹¹⁾について真剣かつ緊急に検討することを要請します。」

こうした検察官の動きを受けて、ICTY・ICTRの裁判官も、被害者補償の新たな制度の可能性を検討し始めた。2000年7月、当時のクロード・ジョルダ (Claude Jorda) 裁判所長は規則委員会 (Rules Committee) に対し、被害者の補償に関する問題の検討を行うことを要請している。これを受けた規則委員会は、一般論として「本裁判所の管轄内にある犯罪の被害者は、その損害について補償を請求する法的権利を有する⁽¹²⁾」と結論した。しかし、ICTY 自体がそうした補償に関する審議と決定を行うことは適当

(10) Statement of the Prosecutor, Ms. Del Ponte, before the Security Council, Provisional Verbal Record of 4150th meeting (2 June 2000), UN Doc. S/PV. 4150, pp. 5-6.

(11) Address to the UN Security Council by Carla del Ponte, Prosecutor of the International Criminal Tribunals for the Former Yugoslavia and Rwanda (21 November 2000), ICTY Doc. JL/P. I. S./542-e.

(12) Victim's compensation and participation, *annexed* to Letter dated 2 November 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council (3 November 2000), UN Doc. S/2000/1063, para. 46.

でないと判断している。その理由として、次のような点が指摘されている。もしこうした手続を導入すれば、裁判所の処理事案が増大し、裁判所の手続の進行がさらに遅くなる結果をもたらす。これは迅速な裁判を保障された被告人の権利を侵害するおそれがある。⁽¹³⁾ また、補償を与えるための資金を容易に調達することは困難で、さらに ICTY が事件を取り上げた被害者と取り上げなかった被害者との間で、前者は補償が与えられ、後者は与えられないという不平等が生まれる。⁽¹⁴⁾ こうした点から、ICTY 裁判官団としては、「国際補償委員会」(international compensation commission) のような別機関を設置し、これが補償問題に対応すべきであると結論したのである。⁽¹⁵⁾ こうした見解は、ICTR の裁判官団によっても基本的に共有されている。⁽¹⁶⁾

この結果、結局これ以降、ICTY・ICTR において被害者の補償を行う新たな手続が構想されることはなかった。しかし、こうした手続の可能性を検討した両裁判所の経験は、被害者補償の手続が、刑事責任を問う手続と密接に関連しており、被告人の権利との関係はもとより、訴訟手続全体の流れにかかわるものであることを明らかにした点で有益であった。補償を裁定する手続は、小手先の改正によって容易に本筋の刑事手続内に組み込めるものではなく、被害者の訴訟参加の権利も含めて、抜本的に新しい手続の構築が必要とされる。そうした意味では、当初に被害者補償に関する手続を組み込むことに失敗した ICTY・ICTR において、事後的にこれ

(13) *Ibid.*, para. 36.

(14) *Ibid.*, para. 37 and para. 41.

(15) Letter dated 2 November 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council (3 November 2000), UN Doc. S/2000/1063, p. 1.

(16) *See* Letter dated 9 November 2009 from the President of the International Criminal Tribunal for Rwanda addressed to the Secretary-General, *annexed to* Letter dated 14 December 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council (15 December 2000), UN Doc. S/2000/1198.

を導入することはやはり困難だったのである。しかし、この失敗が、反面教師として、ICC における補償手続の導入へと至る道筋を形成したことは否定できず、その意味では失敗もまた価値があったと評価することはできる。

II ICC における賠償制度

1. ICC 規程の起草過程における賠償制度

1994年に国際法委員会 (ILC) が国連総会に提出した最初の ICC 規程草案は、賠償に関して直接的に言及する条項を持たなかった。この草案の原案となったワーキング・グループ案53条は、裁判所が刑罰の一環として、犯罪の過程で被告人により奪取された財産を正当な所有者に返還すること、またもし正当な所有者が特定できない場合には、奪取された財産を没収することを命令できるとしていた。そして、こうして没収された財産は、被害者の本国または国連事務総長の設置する信託基金 (Trust Fund) に移送することが盛り込まれている⁽¹⁷⁾。この点では、ICTY・ICTR の原状回復に関する手続を基本的に踏襲する方向が示されていたことになる。

しかし、この原案を受けた ILC では、正当な所有者を特定し返還を命令することは、刑事よりも民事の手続であり、別の手続において審理されるべきであるとの見解が出され、またこうした賠償に関する手続は、国際刑事裁判所が第一義的に担うべき犯人の迅速な訴追と処罰という任務と両立せず、むしろこうした手続は国内裁判所に任されるべきであるとの意見も強かったのである。このため、財産返還に関する条項は削除されることになり、ただ有罪の判決を受けた者から得た罰金が国連事務総長の設置する信託基金に移送される⁽¹⁸⁾との条項だけが残された。

(17) Report of the Working Group on a Draft Statute for an International Criminal Court, *Yearbook of the International Law Commission* [1993], vol. II, Part 2, p. 125.

ILC 草案を受けて、ICC 規程の審議を行った準備委員会（Preparatory Committee）では、二つの方向性の提案がなされている。第一は、ICTY の手続証拠規則の規則106が定める方法にならって、ICC の有罪判決を国内の権限ある当局に送付し、国内機関が補償の裁定と実施を担うとするものである。⁽¹⁹⁾ 第二は、フランスが提案した案で、裁判部に対して「被害者に生じた損害の補償および有罪判決を受けた者により不法に奪取された財産の原状回復について、原則を設定する」ことを義務づける内容となつて⁽²⁰⁾ いる。この提案は、補償についても ICC が直接に関与することを含意していた。そして、その後の審議は、基本的にフランス案の方向で議論が進んだと言える。⁽²¹⁾ 準備委員会内に設置された「刑罰に関するワーキング・グループ」は、1997年の審議において、ICC が科すことのできる刑罰の一つとして、括弧つきながら「原状回復、補償、リハビリテーションといった〔…〕 適当な形式の賠償」を含める決定を行つた。⁽²²⁾ 翌1998年になると、被害者に対する賠償を肯定する方向で原案の改訂が行われ、ローマ会議に提出された最終草案では、ICC が有罪の判決を受けた者に対し、直接に賠償を行うことを命令することができるという内容となつたのである。⁽²³⁾

(18) Draft Statute of an International Criminal Court, Article 47 and Commentary, *Yearbook of the International Law Commission* [1994], vol. II, Part 2, p. 60.

(19) Report of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, vol. II (Compilation of proposals), General Assembly Official Record, Fifty-first Session, Supplement No. 22A, UN Doc. A/51/22, p. 224.

(20) *Ibid.*, p. 223.

(21) この交渉経過については、C. Muttukumar, “Reparation to Victims”, in R. S. Lee ed., *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute: Issues, Negotiations, Results* (1999), pp. 264-267.

(22) Report of the Working Group on Penalties, in *Decisions Taken By the Preparatory Committee at Its Session Held From 1 To 12 December 1997* (18 December 1997), UN. Doc. A/AC. 249/1997/L. 9/Rev. 1, p. 67.

(23) Draft Statute of an International Criminal Court, Article 73 (2), in Report

したがって、ローマ会議においては、被害者に対する賠償を ICC が直接に処理することに関しては、大筋でこれを認めることは一致していた。残された問題は、この直接処理制度をどの程度に実効的なものとし、そのための手続をどのように構築するのかという点に関連していた。とくに議論となったのは、(1)賠償に関する審理は被害者の請求によって行うのか、それとも ICC 自らの権限で開始することもできるようにするのか、(2)賠償を信託基金に対して行うことを可能とするのか、(3)資産の凍結といった保全措置は有罪判決を待たなければならないのか、それとも事前に実施することができるのか、といった点である。⁽²⁴⁾

こうしたなかで、ローマ会議において最も深刻な議論の対象となったのは、ICC における賠償が国家責任にまで及ぶのかどうかという点であった。会議に提出された最終草案は国家責任を含むアプローチを採用し、その73条2項(b)は「裁判所は、有罪の判決を受けた者が自身で賠償することができないとき、ならびに有罪の判決を受けた者が公的資格で国家のために行動して、犯罪を行ったときは、国家による賠償を命令あるいは勧告することができる⁽²⁵⁾」と規定していた。しかし、会議の大勢は、個人の犯罪を裁く刑事裁判において国家の責任を問題にすることに否定的で、もし国家責任が含まれるのならば、ICC の管轄権の範囲や補完性の原則などの基本骨格に対する考え方を変えなければならないという見解が一般的であった。そこで、イギリス・フランスが共同で、国家責任の部分を削除した条文の提案⁽²⁶⁾を行い、これが現行規程の75条として受け入れられることに

of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, Draft Statute and Final Act, UN Doc. A/CONF. 183/2/Add. 1 (1998), p. 117.

(24) F. McKay, "Are Reparation Appropriately Addressed in the ICC Statute?", in D. Shelton ed., *International Crimes, Peace, and Human Rights: The Role of the International Criminal Court* (2000), p. 170.

(25) Draft Statute, *supra* note 23, p. 117.

(26) Proposal Submitted by the Delegations of France and the United Kingdom

なったのである。したがって、ICCの制度的枠内で見れば、被害者に認められた賠償請求権はあくまで加害者個人の賠償義務に対応する権利であり、国家の賠償責任にまで踏み込んでいないと理解できる。

2. 賠償手続の構造

被害者の賠償にかかわるICC規程75条1項・2項は、次のように規定している。

- 「1. 裁判所は、被害者に対する又は被害者に係る賠償（原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む。）に関する原則を確立する。その確立された原則に基づき、裁判所は、その判決において、請求により又は例外的な状況においては職権により、被害者に対する又は被害者に係る損害、損失及び傷害の範囲及び程度を決定することができるものとし、自己の行動に関する原則を説明する。
2. 裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償（原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む。）を特定した命令を直接発することができる。
- 裁判所は、適当な場合には、第79条に規定する信託基金を通じて賠償の裁定額の支払を命ずることができる。」

ここで重要なのは、被害者に対する救済は、原状回復、補償、リハビリテーションなどを含めて、すべて「賠償」(reparation)として統合され、ICCが被害者の損害の程度を算定し、有罪判決を受けた者に直接に賠償を命令するメカニズムを採用した点である。刑事裁判において民事賠償の問題を処理する方式は、いわゆる「附帯私訴」として、特に大陸法系の国内法において採用されている。しかし、国内制度の場合は、犯罪により発生する民事賠償責任の存在が法的に確立しており、附帯私訴は訴訟経済上

of Great Britain and Northern Ireland, UN Doc. A/CONF. 183/C. 1/WGPM/L. 28 (26 June 1998).

の便宜から刑事手続と民事手続を統合したに過ぎない。一方、国際法の場合には、個人の刑事責任はニュルンベルグ裁判以来承認されてきたとしても、個人の民事賠償責任まで国際法により基礎づけられるとは言えない状況であった。したがって、ICC 規程が定めた賠償制度は、単に手続的な側面を超えて、個人責任に関する実体法的な発展を内在させており、これにより、有罪判決を受けた個人は、それが原状回復か補償かを問わず、国際法により直接に賠償義務を負うことになるのである。

被害者の賠償を受ける権利を認めるとすると、当然に「被害者」を定義することが必要となる。この点について、ICC 規程には明文の規定はなく、定義は手続証拠規則の規則85において行われている。規則85 (a) によれば、被害者とは「裁判所の管轄内の犯罪の遂行の結果として危害 (harm) を被った自然人」を意味する。したがって、「被害者」と認定されるためには、(1)自然人であること、(2)危害を被っていること、(3)当該危害が ICC の管轄内に入ること、(4)犯罪と被った危害の間に因果関係があることが求められる⁽²⁷⁾。「危害」の概念は、規程・手続証拠規則のいずれにおいても定義されていないが、これについて予審裁判部は、「この用語は規程21条3項に照らして事件ごとに解釈されなければならない、これによれば『この条に規定する法の適用及び解釈は、国際的に認められる人権に適合したものでなければなら』ない」と指摘している⁽²⁸⁾。したがって、具体的解釈は、個々の事件における裁判部の解釈に依存することになる。

もっとも、規則81 (b) は、被害者を自然人に限定しておらず、宗教、教育、芸術・学術、慈善目的に供される財産、および歴史的建造物、病院、その他人道的目的のための場所または物に対し、直接的な危害を被っ

(27) Situation in the Democratic Republic of the Congo, Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS 1, VPRS 2, VPRS 3, VPRS 4, VPRS 5, VPRS 6 (17 January 2006), Pre-Trial Chamber I, ICC-01/04-101-tEN-Corr, para. 79.

(28) *Ibid.*, para. 81.

た機関または組織を含むことができると定めている。したがって、「危害」の概念は身体的な侵害に限定されるものではなく、物質的な損害をもたらす場合も「危害」に含まれることになる。

この賠償手続は、原則として被害者からの請求により開始される。75条1項は単に「請求により」(upon request) とのみ規定しているが、規則94は被害者の賠償請求は書面でなされなければならないと定め、この点を明確にしている。また、75条3項は、賠償に関する命令を発する前に、「有罪の判決を受けた者、被害者その他の関係者若しくは関係国又はこれらの代理人の意見を求めることができるものとし、それらの意見を考慮する」としている。したがって、賠償手続の開始に被害者が関与できることは明確であるが、その後の手続の過程に被害者が参加する権利を有するのは、必ずしも明確ではない。3項は「意見を求めること」が「できる」(may) とし、一方「意見を考慮する」ことを「しなければならない」(shall) と規定しており、前者はICCの裁量であるのに対し、後者は義務であるとされている。また、規則97は、賠償額の算定に関連して、被害者の要請により適当な専門家を任命することができる (may) とするが、その専門家の報告書に関して所見を述べるため、被害者を招聘しなければならない (shall) としている。これらの条文構造から判断すれば、賠償手続に被害者が参加するか否かの基本的判断はICCの裁量に属するが、ひとたび一定の事項に関する参加を認めた場合には、被害者の見解を聴聞する義務があることになる。ICC 規程上、被害者は刑事手続に関しても、広く参加をすることが認められている (68条⁽²⁹⁾3項)。この延長で考えれば、賠償手続にも被害者およびその代理人の参加が確保されるべきであるが、具体的にどこまで参加できるのかは、関連規定の今後の解釈・運用を待たなければならない。

ICCは賠償を裁定するにあたり、損害、損失、傷害の範囲と程度を考

(29) 被害者の手続参加については、稲角光恵「国際刑事裁判所における被害者の権利保障」『法律時報』79巻4号(2007年4月)、49-51頁を参照。

慮することが求められる。この賠償裁定は、基本的に個々の被害者について行われるが、ICC が適当であると考えられる場合には、集団的に行うこともできる (規則97(2))。そして、75条2項によれば、具体的な賠償支払の方法についても、二つの方法が想定されている。第一は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者本人に対して直接に適切な賠償を行うよう命令する方法であり、第二は信託基金を通じて賠償の支払を行うよう命令する方法である。賠償と信託基金との関係については次節で触れるが、基本的に ICC は賠償方法の選択に関して裁量権限を有しており、どのような方法をとるかは各事件の状況に応じて判断されることになる。たとえば、具体的な賠償の形式についても、必ずしも金銭賠償に限られるものではない。規程において例示されているのは、原状回復、補償、リハビリテーションであり、一般的にはこれらの内のいずれか、あるいはその組み合わせで行われることになるだろうが、これら以外の方法が排除されているわけではない。たとえば、謝罪や再び犯罪を行わない誓約といった抽象的なサティスファクションを、ICC の裁量によって命令することも考えうる⁽³⁰⁾。

3. 信託基金の構造と機能

ICC 規程79条は、締約国会議の決定により、「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために信託基金を設置する」と定めている。これにしたがって、2002年の第三回締約国会議において、「被害者のための信託基金」(Trust Fund for Victims)とこれを管理する理事会⁽³¹⁾(Board of Directors)を設置する決議が採択された。信託基金は ICC 規程に定められた制度であるが、組織的には ICC とは別個の機関であり、ICC と並列的に締約国会議 (Assembly of States Parties) の元に置かれて

(30) Bottiglieri, *supra* note 8, p. 225.

(31) Resolution ICC-ASP/1/Res. 6, Establishment of a fund for the benefit of victims of crimes within the jurisdiction of the Court, and of the families of such victims (9 September 2002).

いる。

規程の文字通りの解釈からすると、信託基金には二つの機能が与えられていると考えられる。第一は、先に指摘したように、75条2項が「適当な場合には、裁判所は信託基金を通じて賠償の支払いが行われることを命令する」と規定するように、賠償支払の中継者（intermediary）としての役割である。第二は、79条2項が「裁判所は、その命令により、罰金として又は没収によって徴収された金銭その他の財産を信託基金に移転することを命ずることができる」と定めることから、罰金や没収により集められた金銭・財産を供託する場（depository）としての役割を果たすことになる⁽³²⁾。しかし、手続証拠規則および「被害者のための信託基金に関する規定」⁽³³⁾（以下「基金規定」）によれば、その入金と支払の構造はこれほど単純なものではなく、多様な被害者を実効的に救済するための工夫が施されている。

基金規定21項によれば、信託基金の資金は(1)政府、国際機構、個人、会社その他の団体による任意の寄付、(2)罰金や没収によって徴収された金銭・財産、(3)賠償のために支払われた金銭、(4)通常の割当金以外に、締約国会議の決定により、信託基金に割り当てられた資金、によって構成される。2006年6月末現在で、信託基金は約145万ユーロの資金を保有している⁽³⁴⁾が、その大部分は(1)の範疇に属する政府、NGO、個人からの寄付によっている。ようやく具体的な被告人の特定と裁判が開始されたばかりの

(32) T. Ingadottir, “The Trust Fund of the ICC”, in D. Shelton ed., *International Crimes, Peace, and Human Rights: The Role of the International Criminal Court* (2000), p. 150.

(33) Resolution ICC-ASP/4/Res. 3, Regulations of the Trust Fund for Victims (3 December 2005), available at <http://www.icc-cpi.int/library/about/official-journal/ICC-ASP-4-32-Res.3_English.pdf>.

(34) See Report to the Assembly of States Parties on the activities and projects of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims for the period 16 August 2005 to 30 June 2006 (21 August 2006), ICC-ASP/5/8, para. 18.

ICC の現状においては、当然(2)や(3)の範疇に属する金銭が信託基金に入る状況ではないが、仮に有罪の判決を受ける者が今後出てきたとしても、これらの金銭が信託基金の多くの部分を占めることは期待できない。有罪の判決を受けた者が個人で支払うことができる賠償額は、それほど大きくはないと予想されるからである。その意味では、信託基金の入金構造は、今後とも任意の寄付に依存する割合が高いただろうと考えられる。そして、こうした特徴は、基金からの金銭の支払先（受益者）の範囲に影響を与えることになる。

基金規定42項は、信託基金の受益者を一般的に、手続証拠規則の規則85が定義する「被害者」であり、かつ「自然人またはその家族」に限定している。したがって、規則85(2)が被害者に含めている機関または組織は、信託基金の受益者とはならない。そのうえで基金規定46項は、更に罰金・没収によって徴収された金銭と有罪の判決を受けた者から支払われた賠償についての受益者を、「有罪の判決を受けた者により行われた犯罪によって、直接または間接に影響を受けた」者だけに限定している。一方、同48項は、任意の寄付など上記の金銭以外については、「これらの犯罪の結果として、身体的、心理的、かつ／または物的に危害を被った」者を受益者としている。有罪の判決を受けた者が行った犯罪により危害を受けた者は、当然その損害について賠償を得るべき対象となる。46項が直接または間接に影響を受けた自然人とその家族を、信託基金の受益者とするのはそうした趣旨である。

一方、ICC はその管轄に属する犯罪を行ったすべての犯人を訴追・裁判できるわけではない。補完性の原則の適用により、広範な犯罪行為の実行者のうち、一握りの中心的なリーダーだけを裁くという訴追戦略がとられているからである。⁽³⁵⁾ そうなると、一定地域で広範に発生している犯罪の

(35) ICC における訴追戦略については、拙稿「国際刑事裁判所 (ICC) における補完性の原則—事案配分に関する決定プロセスと実体的基準」、島田征夫・林司宣・杉山晋輔編『国際紛争の多様化と法的処理』（栗山尚一先生・山田中正先生古稀記

被害者のうち、犯人が ICC で裁かれ有罪の判決を受けた場合については信託基金から賠償を得ることができるが、一方で同じ地域の犯罪被害者であっても犯人が ICC により裁かれない場合には、これを得ることができないことになってしまう。48項が「有罪の判決を受けた者」という文言を使わず、その点で46項よりもやや広い受益者の定義を置いているのは、こうした点を考慮してのものである。また、46項における基金からの支払は、当然被告人の有罪が確定しなければ行えないことになるが、48項によれば、裁判進行中であっても、信託基金から被害者に一定の援助を提供することが可能となる。したがって、信託基金は、規程75条や79条に定められた被害者に対する賠償よりも広範な救済措置の受け皿として、機能することが想定されているのである。

信託基金を経由した賠償支払の手続は、ICC が有罪の判決を受けた者に対して、賠償金を信託基金に供託することを命じることにより開始される。一般的に言えば、被害者個人に対する賠償は、当該被害者に対する直接賠償を命令することになる。しかし、規則98(2)は「命令を行う時点において、〔有罪の判決を受けた〕個人が直接に各被害者に支払うことが不可能または実際的でない (impossible or impractical)」場合には、信託基金に供託することを命令できるとしている。また、同規則(3)によれば、被害者の数、賠償の範囲・形式・方法に応じて、集団的な支払いが適切である場合には、同様に信託基金を経由する命令を行うことができる。したがって、犯罪行為が広範な被害者を発生させた場合、あるいは賠償が個々の被害者に対するよりも、一定の集団あるいは地域住民に行うことが適当である場合などにおいては、信託基金が重要な意味を持つことになる。

ICC が信託基金を経由する賠償命令を発した場合、信託基金はこれを実施するための計画案 (draft implementation plan) の作成を担う。個人ベースの支払の場合には、被害者の氏名と所在、支払い方法を策定し

(基金規定59項)、理事会が最終的な受益者リストの認可を行う (同64項)。一方、集団ベースの場合には、集団支払の明確な内容とその実施方法に関する決定を行い、ICCがこれを認可することになる (同69項)。いずれの場合においても、信託基金は、受益者集団により容易にアクセスができ、また利益の相反が発生しない場合には、中継者 (intermediaries) を介して賠償の支払いを行うことができるとされている (同67項、71項)。中継者としては、関係する国家、国際機構、受益者集団に近接して働いている NGO などが含まれる。

4. 賠償命令の執行にかかわる国家の協力

ICC 規程75条 4 項は、被害者に対する賠償命令を執行するに際して、ICC が93条 1 項に規定される国家の協力措置を要請する必要があるかを決定すると定めている。そして、93条 1 項 (k) によれば、各締約国はその国内法にしたがって、善意の第三者の権利を害さない限りで、没収を目的とする保全のため、資産等の特定、追跡、凍結、差押を行うことに協力をしなければならない。さらに、75条 5 項は、裁判所による賠償の決定が109条の適用によって実施されることを規定する。109条は、各締約国がその国内法にしたがって、ICC による罰金あるいは没収の命令を執行すること、もし自国で没収命令を執行できない場合には、没収を命じられた収益・財産等の価値を回復するための措置をとることを求めている。さらにこの結果として国家が得た収益・財産は、ICC に移送されるべきことが定められている。したがって、賠償の具体的な実施プロセスは、ICC が有罪判決を受けた者に直接に賠償命令を出すとともに、この者の資産が所在する関係締約国に資産の保全措置を要請する。締約国は国内法にしたがって、当該資産の没収を行った上で、これを ICC に移送する。これを受けて、ICC はこれを被害者に賠償として支払うという経路になる。

一方、ICC から協力要請を受ける締約国の側は、これに対応する国内法の整備を求められる。このため、締約国の多くは ICC への協力のため

の国内法令を制定し、そのなかで賠償命令の執行に関する協力手続を定めている。

たとえば、日本においては「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」（以下、「協力法」）が、ICCが行った罰金刑、没収刑、被害回復命令（規程75条2項にしたがって発せられた賠償を特定した命令を意味する）の確定判決の執行、およびこれらの命令のための保全に関する「執行協力」を規定している。その手続の概略は、次のようになる。

ICCからの協力要請を外務大臣が受理し、これが法務大臣に送付される。法務大臣は協力法38条1項に規定される協力制限事由に該当しないと判断した場合、相当と認める地方検察庁の検事正に対して、執行協力の必要な措置をとるように命じる（39条1項）。ICCからの要請が、罰金刑、没収刑、被害回復命令の確定判決の執行にかかわる場合には、当該地方検察庁の検察官は、裁判所に対して、執行協力をするのできる場合に該当するかについて審査請求を行い（40条2項）、同裁判所がこの審査を行う。裁判所が執行協力のできる旨の決定を行い、これが確定した場合、ICCの下した確定判決は日本の裁判所の言い渡した確定裁判とみなされ（42条1項）、日本の裁判所が言い渡した罰金などと同様に執行されることになる。こうして得られた財産は、当該地方検察庁の検事正から法務大臣、そして外務大臣を経由して、最終的にICCへと引き渡される（3条3号）。また、ICCからの要請が資産の凍結にかかわる場合には、検察官は裁判官に対して、没収保全命令を発して当該請求にかかわる財産についてその処分を禁止することを請求する（43条1項）。裁判官は、38条1項および2項に該当しないと認めるときは、没収保全命令を発し、当該財産の処分を禁止する（44条1項）。

こうした賠償命令の国内的な執行において重要な点は、国内司法当局はICCの命令内容、すなわちICCによって特定された賠償の内容、損害・損失・傷害の範囲と程度などを変更することが許されないことである（手続証拠規則・規則219・220）。締約国は、規程86条によりICCに協力する一

般的義務を負い、規程が明文で定める場合に限り協力要請を拒否できるにすぎない。このため締約国の国内法における協力制限事由は、きわめて限定されたものとなる。日本の協力法も例外ではなく、国家間の執行共助においては認められている制限事由や法務大臣の広範な相当性判断も認め⁽³⁶⁾られていない。

ICC の賠償制度は、すでに指摘したように、被害者と加害者の権利義務関係を国際法が規律する「国際法の直接的アプローチ」により特徴づけられる。しかし、その具体的な執行を担う権限を ICC は持たず、締約国の国内法とこれに基づく措置を介させた間接的な実現過程であると言える。とは言え、これはいわゆる「国家の二重機能論」に見られる国際公益と国家法益の並存に基づく伝統的な国際法実現プロセスとは様相を異にし、国家は専ら国際公益を担った ICC の執行官の役割を果たすことが期待されていると考えられる。実際、国内立法においても締約国独自の法益が反映されることはなく、このことが国家の裁量権の幅が極めて限定されるという特徴を生み出している⁽³⁷⁾のである。

ところが、こうした国家の役割は、一面で ICC の賠償制度に内在する実務的な限界をも映し出すことになる。ICC は補完性の原則に服しており、事件に管轄権を持つ国家が、当該事件を捜査・⁽³⁸⁾訴追する意思または能力を持たないことが、管轄権行使の前提となる。したがって、ICC が裁判を行い、有罪判決を受けた者に賠償命令を発したとしても、凍結や没収

(36) 松本麗「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要」『法律のひろば』60巻9号(2007年9月)、25頁。

(37) 実際、罰金・没収・賠償に関する ICC の命令に対応する国内措置については、いずれの締約国の国内法も裁量の余地をほとんど認めていない。たとえば、イギリス International Criminal Court Act 2001, Section 38 and Schedule 6; カナダ Mutual Legal Assistance in Criminal Matters Act, Section 9などを参照。なお、ICC への協力を担保する国内法の比較研究として、松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置」『レファレンス』640号(平成16年5月号)、37-63頁。

(38) 意思と能力の欠如の概念については、拙稿 註35、108-115頁。

を行うべき国家が、その意思または能力を欠いている蓋然性は高いと考えられる。公正な裁判を実施する意思がない、あるいは裁判をしようにも国内司法制度が崩壊状態にあるといった国家に、凍結や没収を適正に行うことを期待することはできないからである。ここに、国家から独立した国際制度の一端を、国家に担わせることの矛盾が内在すると言える。こうした点で見ると、実務的には、賠償の対象となる資産は、ICC 規程の締約国となっている先進国に所在する在外資産などに限定される可能性が高いと思われる。

結びにかえて

最後に、被害者の賠償に関する ICC の最新の動向について触れて、本稿を閉じたい。

ICC の第一予審裁判部（Pre-Trial Chamber I）は、同裁判所の歴史上初めての被告人となったトーマス・ルバンガ・ディロ（Thomas Lubanga Dyilo）が逮捕された直後、締約国に対してその国内法にしがたい、自国の領域内に所在する彼の財産・資産を、特定、追跡、凍結、差押することを要請した。⁽³⁹⁾ ICC 規程75条4項によれば、ICC は賠償に関する命令を執行するため、財産の特定、追跡、凍結、差押を締約国に求めることはできる。しかし、同項の規定では、そうした措置を要請できるのは、対象となる者が「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について有罪の判決を受けた後」であるとされている。したがって、逮捕直後に財産の凍結等を要請することは、明らかに規程が想定していない措置であると考えられる。

(39) Situation in the Democratic Republic of the Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Request to States Parties to the Rome Statute for the Identification, Tracing and Freezing or Seizure of the Property and Assets of Mr. Tomas Lubanga Dyilo (31 March 2006), Pre-Trial Chamber I, ICC-01/04-01/06, p. 4.

この点に関して、同予審裁判部はディーロに対する逮捕状を発給した決定において、次のように指摘している。

「規程に定められた賠償のスキームは、規程のユニークな特徴のひとつであるだけではない。それはまた、重要な特徴 (key feature) なのである。本予審裁判部の見解では、裁判所の成功は、ある程度この賠償制度の成功と結びついている。この文脈で本予審裁判部は、逮捕状または召喚状が発給されることにより訴訟が開始された個人の財産・資産を早期に追跡、特定、凍結、差押することは、当該個人が最終的に有罪となった際に、被害者のために命令される個別的または集団的な賠償支払の執行を確保する必要な手段であると考える。予審裁判部は、万一これを行わなければ、被告人が有罪となり、賠償支払が命令される時点までに、支払を執行するために利用可能な財産または資産は存在しなくなるだろうと判断する。」⁽⁴⁰⁾

予審裁判部は、こうした早期の凍結等の措置は決して目新しいものではなく、すでに ICTY がミロシェヴィッチに対し逮捕状を発給した際に行っていると述べている。⁽⁴¹⁾ 「3. 改善への動きと失敗」の節で説明したように、ここで予審裁判部が典拠としたミロシェヴィッチの資産に対する凍結決定は、ICTY 規程の制約された賠償制度の枠組みのなかで、何とか被害者への賠償制度を切り開きたいとするデル・ポンテ検察官の熱望とこれに対応した裁判官の措置であった。こうした措置を典拠としながら、予審裁判部が ICC 規程と手続証拠規則に明示的な根拠を持たない早期の措置を指示したことは、ICTY と ICC という二つの国際刑事裁判所の間に、仮に既存の制度の枠を超えても、被害者の救済をより実効的なものとしよ

(40) Situation in the Democratic Republic of the Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Decision concerning Pre-Trial Chamber I's Decision of 10 February 2006 and the incorporation of Documents into the Record of the Case against Mr. Tomas Lubanga Dyilo (24 February 2006), Pre-Trial Chamber I, ICC-01/04-01/06, para. 136.

(41) *Ibid.*, p. 60, note 138.

うとする傾向が共通して存在することを示している。

もちろん、こうした措置の合法性は、今後ディーロの裁判が進行するなかで検証されなければならないことではある。しかし、少なくとも、国際刑事裁判における被害者への賠償が、厳格な規程等の解釈の枠組のなかだけで検討されるべきものではなく、制度の柔軟かつ弾力的な運用まで含めた動態的分析を必要としていることは間違いない。その意味で、本稿が考察した ICC の制度枠組は、今後の ICC の動向に照らして、さらに検証され続けなければならないとも言える。

〔付記〕本稿は、2007年度早稲田大学特定課題研究助成費（一般助成）「戦争犠牲者の補償に関する国際制度の構築—大規模請求処理手続の比較研究」による研究成果の一部である。